

特定非営利活動法人日本火山学会共催・後援に関する細則

2019年5月25日 制定

第一条 目的

この細則は、日本火山学会（以下「本会」という。）が、本会以外の第三者が主催する行事等に関与する場合について、共催および後援についての基準および承認手続きを定めることを目的とする。

第二条 定義

1. 本会以外の第三者が主催する行事等に本会が関与する方法は、以下の共催および後援とする。

2. 共催

1) 本会を共催とする事業（以下共催事業）は、主催団体とともに本会がその企画・運営に参画する事業とする。

2) 共催事業は、その目的が本会定款第3条に定める本会の目的に合致し、かつ本会定款第4条に定める本会が行う特定非営利活動とみなせるものでなければならない。

3) 共催事業への本会の参画方法は、本会会員の中から本会が運営委員等を推薦し、その運営委員等の活動を通して参画するものとする。

4) 運営委員会等の議事録は本会にも送付されるものとする。

5) 当該事業で参加費等が徴収される場合には、本会会員が主催団体の会員に準ずる扱いを受けられることを前提とする。

3. 後援

1) 後援とは、本会以外の第三者が主催する事業について、本会名義の使用を許諾するものとする。

2) 本会が後援となる事業は、その目的が本会定款第3条に定める本会の目的に合致するものでなければならない。

3) 本会が後援を行う場合、本会は当該事業に対して運営委員等の推薦および費用の負担は行わない。

第三条 適用基準

1. 主催団体より本会が事業の共催および後援の打診を受けた場合、次に挙げる事項（a～e）に則っていることを基準として、個別に判断する。

a) 本学会の目的に合致していること。

b) 営利を目的とする事業ではないもの。

- c) 公益性があると認められるもの。
- d) 開催者と本学会の間に利益相反上の問題が認められないもの。
- e) その他、本会が共催および後援することが適当と認められること。

第四条 所掌及び手続

1. 共催および後援の手続きは、庶務委員会の所掌とする。
2. 共催および後援の手続きは以下に沿って行う。
 - 1) 共催・後援を希望する事業の主催者は、a) 事業名称、b) 開催予定期日及び開催場所、c) 主催団体名称、d) 事業の概要、e) 主催団体代表者名称及び所属、f) 本会が共催となる場合の該当事業における本会の役割、g) 担当者連絡先、h) 本会以外の共催・後援団体名（予定を含む）、を記入した申込書（書式自由）を本会事務局に提出する。
 - 2) 共催は理事会の承認を必要とする。承認行事に対し本会からの運営委員等の推薦を合わせて行う。
 - 3) 後援の承認は庶務委員会が判断する。承認した行事については理事会に報告する。

第五条

本会が共催および後援を行う行事については、学会ホームページ・メーリングリスト等により会員に対して周知を図る。

付則

1. 本細則は、2019年5月25日より実施する。
2. 本細則の変更は、理事会の承認を得て行う。